

一般社団法人日本ゴールボール協会 強化委員会規程

第1条 この規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会(以下「本協会」という。)定款第40条に基づいて設置された強化委員会(以下「本委員会」という。)に関することを定める。

第2条 本委員会は、次の事項を審議し、本委員会において決議された事項は理事会に報告する。

- 一. 強化戦略プラン策定、国際競技会への選手選考、派遣に関する事項
- 二. 選手、コーチの強化計画、競技力向上に関する事項
- 三. 強化に関する補助金、助成金に関する事項(登録選手である個人が直接受給する場合も含む)

2 第1項に関する事項のほか、本委員会は、必要に応じて強化に関連する事項について理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じる。

第3条 本委員会に次の委員を置く。

- 一. 委員長 1名
- 二. 副委員長は必要に応じて 1名設置することができる。
- 三. 委員は理事も含めて若干名設置する。

第4条 委員長は、理事会が指名し、会長が委嘱する。

2 副委員長は、委員の決議をもって定める。

3 委員は、強化委員長が、本協会公認コーチ A級～C級ライセンス資格者より選任し、理事会の決議を経たうえで、会長が委嘱する。

4 委員となる理事は、理事会において選出される。

第5条 委員の任期は、委嘱日から1年とする。辞任等により、新たに選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、再任を妨げない。

第6条 本委員会は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、委員長が召集できない時は、副委員長がその任を負う。

2 本委員会の定足数は、委員の半数以上とし、決議は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

3 本委員会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であることを要する。また、書面による委員会の場合、定款第 38 条にある書面による理事会の決議と同様に、委員全員の賛成をもって決議があったものとみなす。

4 本委員会を開催した時は、議事録を作成し、速やかに理事会に報告すると共に事務局にて保存する。

第7条 本協会会長、副会長、専務理事、常務理事は、本委員会に出席し、意見を述べることができる。また、委員長が許可した場合に、委員ではない理事が出席し、意見を述べることができる。

第8条 委員長が必要と認めるとき、本委員会に学識経験者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第9条 本委員会は、部会を設けることができる。

第10条 この規程は、理事会の決議により変更できる。

附則

この規則は令和4年9月10日から施行する。

2 令和4年11月12日改訂同日施行。

3 令和7年 6月10日改定同日施行。

4 令和8年 3月 7日改定同日施行。